

「東京都女性活躍推進計画 令和元年度取組実績」

5 一般社団法人東京工業団体連合会

「東京都女性活躍推進計画」記載の内容		令和元年度取組実績
領域Ⅰ 働く場における女性の活躍		
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進		
ア ポジティブ・アクションの推進		
2	☆改選期をとらえ、当連合会役員及び加盟地域団体役員への女性の登用に努めます。	引き続き役員改選等の機会をとらえ、女性登用に向け努力するとともに、加盟地域団体にも協力を促していく。
イ 雇用機会均等に関する普及啓発		
3	☆「使用者のための労働法」や「採用と人権」「雇用平等ガイドブック」等を十分活用し、加盟地域団体に配布するなど、関係法令等の普及・啓発に努めます。 ☆男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に関連する法制度の内容について普及・啓発に努めます。	「使用者のための労働法」や「採用と人権」「雇用平等ガイドブック」等を適時加盟地域団体に配布するなど、関係法令等の普及・啓発に努めた。また、都や国が主催する働き方改革やライフワークバランス促進のイベント等についても後援団体として協力し、周知に努めた。
② 女性の就業継続やキャリア形成		
ア 働きやすい雇用環境整備などを通じた職場における女性の活躍推進		
6	☆パート従業員等非正規職員の雇用環境を改善するため、国や東京都の施策の普及啓発に努めます。また、「働く女性と労働法」や「パートタイム労働ガイドブック」の活用やセミナー等への参加を促し、パートタイム労働法の周知に努めます。	上記、冊子に加え「働く女性と労働法」や「パートタイム労働ガイドブック」を配布し周知を図るとともに、都の「女性活躍推進大賞」の募集や事例紹介等で、女性活躍推進への理解を促すため、HP等で周知に努めた。
③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題		
ア セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等		
8	セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発、資料の配布などに努めます。	上記、冊子に加え「働く女性と労働法」の活用を促すとともに、労働相談情報センター等が主催するハラスメント防止やパワハラ防止対策セミナー等への会員参加について、HP等で周知に努めた。
⑦ 普及啓発活動の充実		
ア 情報の提供		
18	☆毎年定期的に関催している加盟地域団体の事務局長を対象とした連絡会議等において、都と共催で外部講師による研修会を実施します。また、地域団体の普及啓発の取組を支援します。	12月に開催した加盟地域団体の連絡会議において、都と共催で「人権問題研修会」を実施(22名参加)。また、地域団体と共催で労務管理セミナーを実施(2回)。その外、都や国の普及啓発セミナー等の開催について、適時、HPや機関紙等でPRに努めた。